

平成28年10月吉日

会 員 各 位

公益社団法人日本理学療法士協会

～平成28年11月1日より理学療法士賠償責任補償制度に全員加入制度を導入します～

「理学療法士賠償責任補償制度」

全員加入制度導入について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より本会業務の推進にご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本会では、理学療法士を賠償事故から守り、会員がより安心して業務に専念できるよう、平成28年11月から「理学療法士賠償責任補償制度」に全員加入制度を導入することとなりましたので、下記の通りご案内申し上げます。

□補償内容

保険種類	補償項目	支払限度額	
		全員加入	任意加入※（平成28年度）
理学療法士 賠償責任保険 (理学療法業務)	身体賠償	1事故300万円 保険期間中300万円	1事故1億円 保険期間中3億円
	財物賠償	/	1事故100万円
	人格権侵害		1事故/保険期間中100万円
	初期対応費用		1事故500万円
個人賠償責任保険 (日常生活)	身体・財物		1事故につき3,000万円

※全員加入制度導入により、平成29年度の任意加入制度は改定予定です。

□お支払い事例（理学療法士賠償責任保険＜身体賠償＞）

身体に障害のある者に対する理学療法業務中の事故

- ・右ひじ屈曲の関節可動域運動中、誤って上腕骨を骨折させた。

健常者に対する理学療法業務中の事故

- ・ケガの予防的処置として理学療法を行った結果、該当箇所を痛めてしまった。

研究・実験中の事故

- ・教育、医療機関で臨床研修中、被験者にケガを負わせた。

□保険対象者（全員加入制度の条件）

★全員加入制度は、会員個別の加入申込および保険料の支払いはありません

- ・在会会員のみ（休会者は保険適用対象外）

⇒入会手続き中の会員は、会費の決済方法（楽天カードもしくは口座振替）の登録が確認できた方のみとなります。

- ・年会費を納入済であること（在会会員であっても未納者は保険適用対象外）

⇒納入期限(6月末日)を超過して支払った場合、支払った翌月から保険適用となります。

□ Q & A (理学療法士賠償責任保険)

Q 1 理学療法士賠償責任補償制度はどのような制度ですか？

A 1 理学療法業務の遂行に伴う賠償事故から協会会員を保護する目的から創設された制度で、本会が代表して引受保険会社と保険契約の締結を行い、協会会員のみに案内しております。

Q 2 病院勤務の場合、勤務先の病院が保険（病院賠償責任保険）に加入していれば、この保険に加入する必要はありませんか？

A 2 理学療法士の過失が認められる場合、個人として法律上の損害賠償責任を問われる可能性があります。個人責任は病院を被保険者とした病院賠償責任保険では補償されず、本保険に加入していないと補償されません。

□ 中途加入（任意加入制度）について

お申込み方法・保険内容

(公社) 日本理学療法士協会のホームページからお申込み・内容ご確認ください。

<http://hoken.ne.jp/rigaku/index.html>

(協会 HP「協会について」→「入会のご案内」→「正会員／理学療法士賠償責任保険」)

申込締切・補償開始日

毎月 14 日締切 → 翌月 1 日補償開始 (保険期間終期は平成 29 年 4 月 1 日)

引受保険会社・取扱代理店

保険会社：三井住友海上火災保険 株式会社

代理店：株式会社 日本橋保険センター

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-4-6 松田ビル 6 階

E-Mail：pt@e-toiawase.net

TEL：03-3639-8844 FAX：03-3639-0580

以 上